

規制の事後評価書

法令の名称：資金決済に関する法律、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（規制導入時は「金融商品の販売等に関する法律」）、犯罪による収益の移転防止に関する法律

規制の名称：仮想通貨（暗号資産）交換業者等を巡る課題への対応に向けた規制導入

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：金融庁企画市場局信用制度参事官室、調査室、市場課

評価実施時期：令和7年6月30日

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

暗号資産（注：令和2年5月に施行された改正資金決済法により法令上の呼称が「仮想通貨」から「暗号資産」に変更された）に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内における暗号資産交換業者の破綻を受け、暗号資産の支払・決済手段としての性格に着目し、暗号資産交換業者について、犯罪収益移転防止法における取引時確認義務の導入等のマネーロンダリング・テロ資金供与対策や、資金決済法における説明義務等の一定の利用者保護規定の整備が図られ、2017年4月から施行された。

しかし、2018年1月に、不正アクセスにより、暗号資産交換業者が管理する顧客の暗号資産約580億円相当が外部に流出するという事案が発生したほか、9月には、不正アクセスを受けた他の暗号資産交換業者が、暗号資産約70億円相当（うち受託暗号資産約45億円相当）を流出させた。また、行政当局の立入検査を通じて、多くの暗号資産交換業者の内部管理態勢等の不備が把握された。

こうした暗号資産交換業者を巡る課題について、再発防止を含め、利用者保護や取引の適正化に向けた取り組みを徹底する必要があったことから、以下の改正を行った。

① 暗号資産交換業者における顧客財産の管理・保全の強化

暗号資産の流出事案が生じた場合の顧客に対する弁済原資が確保されるようにした。暗号資産交換業者の破たん時においても、顧客の暗号資産が円滑に返還されるようにするとの観点から、業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法（オフラインで秘密鍵を管理する方法等）で管理することを義務付けた上、オンラインで秘密鍵を管理する顧客の暗号資産相当額と同種・同量以上の暗号資産の保持を義務付けるとともに、顧客の暗号資産返還請求権を優先弁済の対象にした。また、顧客からの受託金銭について、流用防止及び倒産隔離を図る観点から、暗号資産交換業者に対し、信託義務を課した。

② 暗号資産交換業者による業務の適正な遂行の確保

業務の適正な遂行の確保の観点からは、投機的取引を助長する広告・勧誘の禁止や自主規制規則との連携等の措置を講じた。また、暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産の変更を事前届出の対象とするとともに、暗号資産信用取引について、利用者保護等のために必要な措置を講じなければならないこととした。

また、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（規制導入時の名称は「金融商品の販売等に関する法律」）において、金融商品販売業者等が暗号資産を顧客に取得させる場合に、事前に顧客への重要事項の説明を義務付けた。

③ 暗号資産カストディ業務への対応

顧客の暗号資産を管理し、顧客の指図に基づき顧客が指定する先に暗号資産を移転させる業務（暗号資産カストディ業務）について、この業務が暗号資産交換業と共通のリスクがあること等を踏まえ、暗号資産交換業の業務類型に加え、暗号資産の売買等に関して行う暗号資産の管理について求められる対応と同様の対応を求めるとともに、犯罪収益移転防止法において顧客の取引時確認等を義務付けた。

※以下の回答は、①～③で共通。

<今後の対応>

■そのまま継続 □拡充して継続 □緩和して継続 □廃止

<課題の解消・予防の概況>

■おおむね想定どおり

□想定を下回るが、対応の変更は不要

□想定を下回り、対応の変更が必要

□想定を設定していないが、対応の変更は不要

□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

□想定を設定していないが、対応の変更は不要

□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

■おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

□想定を設定していないが、対応の変更は不要

□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>（「拡充」のため未回答）

□おおむね想定どおり

□想定を上回るが、対応の変更は不要

□想定を上回り、対応の変更が必要

□想定を設定していないが、対応の変更は不要

□想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
利用者保護や取引の適正化	事前評価時	暗号資産交換業者等に対して、利用者保護のための各行為規制等を課した上、必要に応じ監督上の措置を講じることを通じて、利用者保護や取引の適正化が期待される。
	事後評価時	事前評価時に見込んだとおり、暗号資産交換業者等に利用者保護のための各行為規制等が課されたことにより、不適切な業務運営を抑止することに一定の効果があつたと考えられる。自主規制団体でも一定の取組が行われ、日本暗号資産等取引業協会（JVCEA）は「暗号資産交換業に係る利用者の管理及び説明に関する規則」等を制定した。 これらの措置を通じて、利用者保護や取引の適正化を図ることができたと考えられる。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
追加的な人員・体制に係る費用等	事前評価時	現在 17 社存在する暗号資産交換業者及び今後登録を取得する暗号資産業者等において、暗号資産の流出リスクへの対応のため顧客財産管理・保全の強化に係る費用、業務の適正な遂行の確保に係る法令順守・内部管理態勢強化のための追加的な人員・体制の配置に係る費用等が発生することが見込まれていた。
	事後評価時	現在登録されている暗号資産交換業者は 28 社（令和 7 年 6 月末時点）であるが、事前評価時に想定されなかった費用負担等は発生していないものと考えられる。

■ 行政費用

		算出方法と数値
検査・監督費用	事前評価時	国において、暗号資産交換業者等の行為規制の実施状況等に係る検査・監督費用が発生することが見込まれていた。
	事後評価時	登録事業者に対しては、暗号資産交換業者向けの総合的な監督指針等に基づき、適正にモニタリングが行われており、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないものと考えられる。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）（「拡充」のため未回答）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—

■ その他の負担

—

3 考察

規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ利用者保護や取引の適正化に関する効果は発現していると考えられる。

引き続き、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響などを注視しつつ、今後も必要に応じて見直しを検討していく。